

(別 紙)

「政策委員会議事規則」の一部改正

- 第10条第1項を横線のとおり改める。

議長は、~~毎年6月、12月に開催する~~年に1度、年央頃を目途に、法第15条第1項各号に掲げる事項を議事とする会議（以下「金融政策決定会合」という。）において、~~その翌月から1年間につき~~翌年の金融政策決定会合を招集すべき日（以下「開催予定日」という。）を、委員会の承認を得て定め、遅滞なく、議長が適当と認める方法により、公表する。

- 第14条の見出しを「議事要旨等」に改め、同条第3項の次に次の第4項を加える。

④ 議長は、金融政策決定会合における主な意見を、同会合の1週間後を目途に、議長が適当と認める方法により、公表する。

(附則)

第14条の一部改正については、平成27年12月の金融政策決定会合分から適用する。